ポスト

令和８年４月１日
金融庁

「非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準」の一部改正について

税特別措置法及び租税特別措置法施行令に関し必要な事項を定めるため、「非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準」を別紙のとおり一部改正し、３月31日に公布されましたので、お知らせします。

本件は、NISA（つみたて投資枠）における指定指数や対象商品及び売買手数料について、以下の改正を行うものです。

1. つみたて投資枠の対象となる指数について、
   (1) 新たに２指数を追加する
   (2) 一定の指定株式指数について、他の指定指数と組み合わせが必要との要件を撤廃する
2. 指定指数に連動しない公募株式投資信託における対象商品の要件のうち、主たる投資対象の要件を「主に株式に投資するもの」から「主に株式又は公社債に投資するもの」とする
3. つみたて投資枠における売買手数料について、現状、売買手数料はゼロとなっているところ、定期売却サービスに限り、サービスに通常必要と認められる手数料の徴収を可能とする

改正後の本告示は、令和８年４月１日から適用されます。

なお、本件の告示改正は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の施行に関し必要な事項を定める命令等（行政手続法第39条第４項第２号）に該当するため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

（別紙１） 非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件（新旧対照表）

問合せ先

電話受付
受付時間：平日10時00分～17時00分
電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

ウェブサイト受付

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

総合政策局総合政策課（庁内用3562、3826）

相談・手続・採用情報
- 各種窓口のご案内
  - 金融サービス利用者相談室
  - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
  - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能
金融庁チャットボット（よくある質問）
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

サイトマップ

金融庁について

- 組織
  - 大臣・副大臣・政務官
  - 金融庁の概要
  - 金融庁の改革
  - 所管の法人
  - 予算・決算
  - 政策評価
  - 採用情報

報道・広報

- 報道対応
  - 報道発表資料
  - 記者会見
  - 大臣談話等
- 広報活動
  - アクセスＦＳＡ（広報誌）
  - 白書・年次報告
  - 職員による講演等
  - 職員による寄稿等
  - 利用者の方へ
  - 注意喚起情報
  - 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
  - よく閲覧されているページ

政策・審議会

- 基本方針等
  - 金融行政方針
  - 政府方針における金融庁関連の施策
- 政策テーマ・施策
  - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
  - 政策テーマ等一覧（全体）
- 審議会・研究会等
  - 審議会・研究会等一覧
- 研究・調査
  - 金融研究センター

法令・指針等

- 所管法令等
- 検査・監督の基本方針等
  - 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- 監督指針・事務ガイドライン
  - 監督指針一覧
  - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ・法令解釈事例集一覧
- 金融上の行政処分等

金融機関情報

- 全金融機関共通
- 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- 保険会社関連
- 金融商品取引業者等関連
- 金融会社関連

国際関係情報

- 国際関係の取組み
  - 国際金融センター
  - 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
  - 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- 国際基準設定主体等の公表資料等
  - 金融安定理事会（FSB）
  - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
  - 保険監督者国際機構（IAIS）
  - 証券監督者国際機構（IOSCO）
  - 金融活動作業部会（FATF）
  - その他

アクセスＦＳＡ（広報誌）

▲ ページの先頭に戻る

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000